

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第29号

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則

香川県立高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第6条関係）					別表第1（第3条、第6条関係）				
項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員	項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	普通課程	略 自動車工学科 略	2年	<u>20人</u>	1	普通課程	略 自動車工学科 略	2年	<u>25人</u>
略					略				
3	短期課程	住宅建築施工科 <u>電気設備科</u> 金属ものづくり科 略 情報ビジネス科	略 <u>6月</u> 略	<u>15人</u>	3	短期課程	<u>電気工事科</u> 住宅建築施工科 金属ものづくり科 略 情報ビジネス科 <u>ビル設備管理科</u>	<u>1年</u> 略 略 略 <u>6月</u>	<u>20人</u> <u>10人</u>

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の3の項の改正規定（電気工事科に係る部分に限る。） 令和5年10月1日

(2) 別表第1の1の項の改正規定及び同表3の項の改正規定（ビル設備管理科に係る部分に限る。） 令和6年4月1日